

現 行	改正案
<p>別紙様式第12号（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left\{ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right\}$ 業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（略） （損害保険株式会社）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(31)（略） （新設）</p> <p>2～7（略）</p>	<p>別紙様式第12号（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left\{ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right\}$ 業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（略） （損害保険株式会社）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(31)（略） (32) 以下の負債に関する内訳</p> <p style="margin-left: 40px;"> <u>保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する支払備金」（以下「出再支払備金」という。）の金額</u> </p> <p style="margin-left: 40px;"> <u>保険業法施行規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する責任準備金」（以下「出再責任準備金」という。）の金額</u> </p> <p>2～7（略）</p>

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (28) (略)

(新設)

2 ~ 7 (略)

第5 年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 損益計算書

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社) (略)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を記載すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 損害保険会社にあっては、以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

(新設)

(新設)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (28) (略)

(29) 以下の負債に関する内訳

出再支払備金の金額

出再責任準備金の金額

2 ~ 7 (略)

第5 年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 損益計算書

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社) (略)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を記載すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

支払備金繰入額 (又は支払備金戻入額) の計算上差し引かれた出再支払備金繰入額又は足し上げられた出再支払備金戻入額

責任準備金繰入額 (又は責任準備金戻入額) の計算上

__ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
(6) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

第6 ~ 第12 (略)

差し引かれた出再責任準備金繰入額又は足し上げられた
出再責任準備金戻入額

__ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
(6) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

第6 ~ 第12 (略)

現 行	改正案
<p>別紙様式第12号の2（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（略） （損害保険株式会社）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(31)（略） （新設）</p> <p>2～7（略）</p>	<p>別紙様式第12号の2（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社）（略） （損害保険株式会社）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(31)（略） (32) 以下の負債に関する内訳</p> <p style="padding-left: 40px;"> <u>保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する支払備金」（以下「出再支払備金」という。）の金額</u> </p> <p style="padding-left: 40px;"> <u>保険業法施行規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する責任準備金」（以下「出再責任準備金」という。）の金額</u> </p> <p>2～7（略）</p>

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (28) (略)

(新設)

2 ~ 7 (略)

第5 年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 損益計算書

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社) (略)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 損害保険会社にあっては、以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

(新設)

(新設)

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (28) (略)

(29) 以下の負債に関する内訳

出再支払備金の金額

出再責任準備金の金額

2 ~ 7 (略)

第5 年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 損益計算書

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社) (略)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

支払備金繰入額 (又は支払備金戻入額) の計算上差し引かれた出再支払備金繰入額又は足し上げられた出再支払備金戻入額

責任準備金繰入額 (又は責任準備金戻入額) の計算上

__ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
(6) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

第6 ~ 第12 (略)

差し引かれた出再責任準備金繰入額又は足し上げられた
出再責任準備金戻入額

__ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
(6) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

第6 ~ 第12 (略)

現 行	改正案
<p>別紙様式第15号（第137条、第143条関係）</p> <p>年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 日本における業務報告書</p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借 対照表 （外国生命保険会社等）（略） （外国損害保険会社等）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注 記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）～（24）（略） （新設）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>別紙様式第15号（第137条、第143条関係）</p> <p>年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 日本における業務報告書</p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借 対照表 （外国生命保株式会社等）（略） （外国損害保険会社等）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注 記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）～（24）（略） <u>（25）以下の負債に関する内訳</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第7</u> <u>3条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定す</u> <u>る「再保険を付した部分に相当する支払備金」（以下「</u> <u>出再支払備金」という。）の金額</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第7</u> <u>1条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する責</u> <u>任準備金」（以下「出再責任準備金」という。）の金額</u></p> <p>2～5（略）</p>

第5年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等) (略)

(外国損害保険会社等) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 外国損害保険会社等にあつては、以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

(新設)

(新設)

(略)

(5) ~ (7) (略)

2・3 (略)

第6 ~ 第8 (略)

第5年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等) (略)

(外国損害保険会社等) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳

~ (略)

支払備金繰入額 (又は支払備金戻入額) の計算上差し引かれた出再支払備金繰入額又は足し上げられた出再支払備金戻入額

責任準備金繰入額 (又は責任準備金戻入額) の計算上差し引かれた出再責任準備金繰入額又は足し上げられた出再責任準備金戻入額

— (略)

(5) ~ (7) (略)

2・3 (略)

第6 ~ 第8 (略)

現 行	改正案
<p>別紙様式第15号の2（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借 対照表 （外国生命保険会社等）（略） （外国損害保険会社等）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関係が明らかになるように記載すること。 (1)～(24)（略） (新設)</p> <p>2～4（略）</p>	<p>別紙様式第15号の2（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における業務報告書 </p> <p>（略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借 対照表 （外国生命保式会社等）（略） （外国損害保険会社等）（略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関係が明らかになるように記載すること。 (1)～(24)（略） (25) <u>以下の負債に関する内訳</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する支払備金」（以下「出再支払備金」という。）の金額</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する「再保険を付した部分に相当する責任準備金」（以下「出再責任準備金」という。）の金額</u></p> <p>2～4（略）</p>

第5年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等) (略)

(外国損害保険会社等) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 外国損害保険会社等にあっては、以下の収益又は費用に関する費用

~ (略)

(新設)

(新設)

__ (略)

(5) ~ (7) (略)

2・3 (略)

第6 ~ 第8 (略)

第5年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社) (略)

(外国損害保険会社) (略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りではない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 以下の収益又は費用に関する費用

~ (略)

支払備金繰入額 (又は支払備金戻入額) の計算上差し引かれた出再支払備金繰入額又は足し上げられた出再支払備金戻入額

責任準備金繰入額 (又は責任準備金戻入額) の計算上差し引かれた出再責任準備金繰入額又は足し上げられた出再責任準備金戻入額

__ (略)

(5) ~ (7) (略)

2・3 (略)

第6 ~ 第8 (略)